

千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託  
企画提案（プロポーザル）募集要項

- 1 業務名  
千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務
- 2 業務委託期間  
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- 3 業務内容  
千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。
- 4 委託金上限額  
547,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 業務の実施方法  
企画提案を募り、審査・選定を経て1事業者を決定し、業務を実施する。
- 6 応募資格  
次のいずれの要件も満たす企業・団体又は複数の企業・団体が構成された共同事業体（以下グループ）という。）とする。
  - (1) 業務の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること
  - (2) 組織の運営に関する規則（定款又は規約等）を有し、責任者が明確であること
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
  - (4) グループで応募する場合は、以下の要件を満たすこと
    - ア グループを構成する各団体等が明確であること
    - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在及び費用負担の考え方が明確になっていること
  - (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと
  - (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと
  - (7) 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと
  - (8) 県内に本社または事業所を有すること

- (9) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと

## 7 応募方法等

- (1) 提出物 企画提案書一式（「9 応募書類」参照。）
- (2) 提出方法 電子メールにより提出すること。※  
併せて紙媒体（A4）で2部（正本1部・副本1部）を持参又は郵送すること。
- (※) 添付ファイルの合計が7MBを超える電子メールは受信できません。  
提出先 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 県庁本庁舎12階  
（電話 043-223-2935）  
（メールアドレス [s-kaisyou@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:s-kaisyou@mz.pref.chiba.lg.jp)）
- (3) 提出期限 令和8年6月3日（水）午後4時 必着

## 8 質問の受付及び回答

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

- (1) 期限  
令和8年5月8日（金）から5月19日（火）午後4時まで
- (2) 送付先  
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室宛て  
メールアドレス：[s-kaisyou@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:s-kaisyou@mz.pref.chiba.lg.jp)
- (3) 注意事項  
メールの件名は「【質問書】千葉県職員重症向け心身障害理解促進研修（事業者名）」とし、本文中に質問を簡潔に記載し、団体名、担当者名及び連絡先を必ず記載すること。  
電子メール送信後、電話にて必ず到着確認をすること。
- (4) 質問に対する回答  
令和8年5月25日（月）を目途に、千葉県ホームページに質問及び回答を掲載する。  
なお、質問内容によっては、回答しないことがある。

## 9 応募書類

応募に際しては、以下の書類を提出すること。なお、様式第1号及び第4号を除き、必要事項が記載されていれば任意様式でよいものとする。

- (1) 企画提案応募書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（様式第2号）
- (3) 経費見積書（様式第3号）
- (4) 確認書（様式第4号）
- (5) 団体概要（様式第5号）

次の資料を添付すること。

(ア) 定款又は規約等

(イ) その他様式は問わないが、団体等の概要を明記したもの。

※グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての企業・団体等の団体概要（定款等の資料を含む）を提出すること。

(6) グループによる応募に当たっては、次の書類を提出すること。

(ア) グループ応募届（様式第6号）

(イ) グループ構成団体業務分担表（様式第7号）

(ウ) グループ協定書（様式第8号）

※グループ応募に当たっての注意事項

グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる企業・団体を選定すること。なお、代表以外は、当該グループの構成団体として扱う。

グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(7) その他参考資料

## 10 審査・選定方法

### (1) 選定方法

千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託に係る企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書の審査、企画提案者によるヒアリング、プレゼンテーションを行い、その内容を総合的に審査し、最も高い評価を得た提案を行った団体（最優秀提案者）を受託候補者として選定する。

ただし、応募多数の場合には、あらかじめ事務局（障害者福祉推進課）が書面審査を行い、選定委員会の審査対象となる団体を決定する。また、選定委員会は令和8年6月頃に実施予定である。なお、詳細については応募者に別途通知する。

## (2) 審査項目・審査基準

審査項目及び審査基準は次表のとおりとする。

評価項目	審査内容
基本理解	仕様書等を的確に踏まえ、事業の目的や狙いを十分に理解した提案となっているか。
実施内容	障害のある人の困難や障害特性に応じた配慮の必要性を学べるか。
	講師等の選定や配置は目的の達成に効果的か。また、講師となる重症心身障害のある人への配慮は適切になされているか。
	重症心身障害のある人とコミュニケーションをとるための工夫や独自性のある提案はあるか。
	参加者が自ら考えるための工夫や独自性のある提案はあるか。
実施体制	県との連絡調整が速やかに行える体制、提案内容を確実に実施できる体制が整っているか。
事業実績	事業を遂行するのに十分な同種・類似事業の実績等を有しているか。
経費見積	所要金額、算定根拠が示されており、具体的かつ適正な内容となっているか。

## (3) 結果通知

選定結果は応募者全員に通知するとともに、千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

### 1.1 提案の無効に関する事項

次のうちいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。なお、契約締結後に本事項に該当することが判明した場合、委託契約を解除し、すでに支払った委託費の返還を求める場合がある。

- (1) 応募資格の無い者が企画提案書を提出したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一の企画提案募集に対して、2以上の代理人として提案したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 選定委員会を欠席したとき。

- (8) 委託金上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (9) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (10) その他、選定委員会への大幅な遅刻など、審査を行うにあたり、県が無効であると判断したとき。

## 1.2 契約

上記10により選定した最優秀提案を行った者を受託候補者とし、採用された企画提案をもとに詳細な業務内容及び契約条件について県と協議し、合意した後に、契約を締結する。

### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

### (2) 契約に当たっての主な留意事項

- (ア) 契約に当たっては、契約書を作成し、各1通を保有する。  
(契約の相手方決定後、電子契約の意向を伺い、電子契約を希望する場合には、その手続きに則り契約を進める。)
- (イ) 提案された企画内容をそのまま契約するものではない。
- (ウ) 契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- (エ) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- (オ) 契約相手方事業者は、経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、業務の完了日の属する年度の終了後5年間整備保管しておかなければならない。また、県から要求があったときは閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

### (3) 委託料

- (ア) 委託料の上限は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。
- (イ) 対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費及び一般管理費とする。
- (ウ) 委託料には、事業完了後の報告書の作成経費を含む。
- (エ) 委託料の支払いは、原則として、全ての業務が履行された後に行うこととする。

### 1.3 全体スケジュール

内容	期間
公募期間	令和8年5月8日（金）から 6月3日（水）午後4時まで
質問提出期限	令和8年5月19日（火）午後4時まで
質問への回答	令和8年5月25日（月）
企画提案書等提出期限	令和8年6月3日（水）午後4時まで
審査 （プレゼンテーション・ ヒアリング審査）	令和8年6月中旬予定
結果通知	令和8年6月下旬 （各応募者に文書で通知する。）

### 1.4 注意事項

- （1）提出された応募書類は返却しない。
- （2）提出された応募書類は必要に応じて複写することがある。また、使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。
- （3）応募書類の記入は日本語及び日本通貨で記載すること。
- （4）選定委員会については非公開とし、内容の照会等には回答しない。
- （5）企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- （6）提出された応募書類は、千葉県情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示することがある。
- （7）予期せぬ不測の事態等により、やむを得ず、募集を中止し、又は契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案に要した経費は、全て提案者の負担とする。

様式第1号

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

所在地 〒 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

「千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業」企画提案の応募について

「千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業」企画提案について、関係書類を添付して（1団体・グループ）による応募をします。

事業担当者氏名 \_\_\_\_\_

部署・職名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

「千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業」に係る  
企画提案書

**1 企画提案の概要（特徴）**

**2 実施方法の概要**

（詳細については下記の項目で記載のため、企画提案の全体像が分かるよう簡潔に記載する。）

**3 実施体制等**

（研修事業従事者、研修実施日のバックアップ体制、県との連絡体制等、当該業務に係る組織体制や人員配置の計画について記載する。）

**4 同種・類似事業に係る実績**

（本業務に活かせる知見やノウハウがわかるよう具体的に記載する。）

## **5 事業内容（開催予定場所、研修内容等）**

（開催予定場所、研修プログラムやグループワークの内容など研修内容の詳細等を記載する。）

## **6 スケジュール**

（契約締結日から業務完了までの目安となる時期を記載する。）

例）講師や会場の手配、受講者募集、資料作成、研修実施時期等

## **7 その他工夫した点、独自性のある提案等**

## **8 期待される効果・成果**

※その他、企画提案の内容を理解するために参考となる資料を添付してください。  
（類似研修の実績等）

**「千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業」  
に係る見積書**

	項目	金額 (単位：円)	積算根拠 (数量、単価など)
研修費用			
小計①			
一般 管理費			
小計②			
小計①+②			
消費税			
合計			

**【注意事項】**

- ・研修費用の対象経費は、研修実施のために直接要する賃金、報酬、旅費、報償費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、会場使用料、賃借料等です。
- ・「値引き」「サービス」等、金額を差し引く項目は用いないください。
- ・欄が不足する場合は、適宜行を増やし、また複数ページとなっても構いません。

## 確認書

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

当該団体は、下記の全ての事項に該当いたします。

### 記

- 1 業務の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること
- 2 組織の運営に関する規則（定款又は規約等）を有し、責任者が明確であること
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- 4 グループで応募する場合は、以下の要件を満たすこと  
ア グループを構成する各団体等が明確であること  
イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在及び費用負担の考え方が明確になっていること
- 5 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと
- 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと
- 7 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- 8 県内に本社または事業所を有すること
- 9 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと

（注）本確認書の項目に該当することが判明した場合、契約を解除できるものとする。

## 団 体 概 要

企業名・機関名・団体名等

所在地

代表者名

担当者名

TEL

団体概要及び主な業務内容

前年度決算額、事業実績等

## グループ応募届

募集要領に基づきグループを結成し、千葉県との間における下記委任事項に関する権限を代表団体に委任します。

グループの名称	
グループの代表団体 (受任者)	
グループの構成団体 (委任者)	
グループの成立時期 及び委任期間	
グループの成立経緯	※ グループの設立経緯を記載してください。過去にグループによる事業実績があれば、その点も記載してください。 また、グループ構成者それぞれについての組織としての方針決定の状況(「何年何月の総会で決定した」など)も記載してください。
グループ応募の理由・ 必要性等	※ グループを組む理由(必要性・有効性)について記載してください。(例:グループ構成者が互いに有しないノウハウの補完の観点、経営上のリスク回避の観点等)
委 任 事 項	※ 千葉県との契約における業務遂行等において、代表団体に委任する事項を記載ください。(例:千葉県との契約事務に関する連絡調整業務、業務遂行の総括、支払い事務等)
そ の 他	

## グループ構成団体業務分担表

## 【代表団体】

団体の名称	
代表者の氏名	
連絡先	
役割及び責任分担	※ 役割分担及び責任分担に関し、グループ構成者それぞれの規模、能力から見た妥当性についても記載してください。
人員	名 ※ 人員配置について、グループ構成者それぞれの役割、規模、能力から見た妥当性についても記載してください。 [詳細(配置場所、役職、有資格者等)は別途添付]
上記業務に係る委託料配分額(又は配分率)	※ 委託料の配分について、グループ構成者それぞれの役割、規模、能力から見た妥当性についても記載してください。 [算出に係る資料は別途添付]

## 【構成団体】

団体の名称	
代表者の氏名	
連絡先	
役割及び責任分担	※ 役割分担及び責任分担に関し、グループ構成者それぞれの規模、能力から見た妥当性についても記載してください。
人員	名 ※ 人員配置について、グループ構成者それぞれの役割、規模、能力から見た妥当性についても記載してください。 [詳細(配置場所、役職、有資格者等)は別途添付]
上記業務に係る委託料配分額(又は配分率)	※ 委託料の配分について、グループ構成者それぞれの役割、規模、能力から見た妥当性についても記載してください。 [算出に係る資料は別途添付]

※必要時、【構成団体】の表を追加して記載ください。

## 千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業の グループ応募に係る協定書

（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業に応募するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業に応募する甲、乙が行う当該事業の委託業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業に応募するに当たってのグループ名称は、〇〇〇〇・〇〇〇〇共同事業体（以下「共同事業体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 当共同事業体の構成員は次のとおりとする。

甲 住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
乙 住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

（代表団体）

第4条 当共同事業体の代表団体は〇〇〇〇とし、当該委託事業の最終責任を負う。

（事務所の所在地）

第5条 当共同事業体の事務所は、 \_\_\_\_\_ に置く。

（業務分担）

第6条 甲及び乙は、委託の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

2 甲の担当業務 \_\_\_\_\_  
3 乙の担当業務 \_\_\_\_\_

（委託料）

第7条 甲は、委託事業者の代表として、千葉県から委託料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第8条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（委託料の受領割合等）

第8条 甲及び乙が受領する委託料の受領割合は次のとおりとする。

甲 \_\_\_\_\_ %  
乙 \_\_\_\_\_ %

（事業年度及び決算）

第9条 当共同事業体の事業年度は、令和 年 月 日に始まり令和 年 月 日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

（欠損金の負担の割合）

第10条 前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は本協定書第8条の割合によって、欠損を負担する。

（協定書に定めのない事項）

第11条 本協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修事業のグループ応募に係る協定書を締結したことの証拠として、この協定書正本2通及び副本1通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 共同事業体  
甲 代表者 住所 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
乙 構成者 住所 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_